

診療所(医科・歯科) ～**個人開設**の手続きの流れ～

①事前相談

書類の事前チェック

- ・施設名称の相談
医療機関の名称も広告と扱われるため、医療広告ガイドラインや関係法令に沿ったものにしてください。
- ・施工前にご予約の上で診察室、待合室等、各部屋の名称及び面積を記入した図面を持参し、窓口もしくはメールでご相談ください。設備要件に適合するか確認致します。

～注意事項～

- ・診察室と待合室を明確に区画してください。また、処置室等の各ベッドについても必要に応じカーテンなどで区画できるようにしてください。
- ・複合ビル等で2フロア以上を利用する場合、衛生面、保安面等で医療の安全が十分に確保できるか確認しますので、事前にご相談ください。ただし、患者が使用することのない施設(事務室・保管庫等)については、この限りではありません。
- ・診療所内に給排水設備を設けることを感染対策の観点からおすすめします。
- ・診療科目については、医療法、医療法施行令、医療法施行規則を確認してください。

※保険医療機関の申請をする場合は、近畿厚生局京都事務所
(TEL: 075-256-8681) にも相談してください。

②開設

開設後10日以内
(開設前には受理できません)

診療所開設届様式
添付書類(次項参照)
診療用エックス線装置備付届等の様式
(HPからダウンロード可)

③開設届提出

- ・開設届、添付書類それぞれ2部ずつ(保健所提出用、副本用)ご提出ください。
- ・診療用エックス線装置を設置する場合は、備付届を2部ずつ(保健所提出用、副本用)ご提出ください。
- ・開設届・備付届の副本返却
(厚生局等への手続きには副本が必要になります)

④立入検査

開設届受理後、おおよそ3～6カ月の間に立入検査を行います。日程調整のご協力をお願いします。